

## 維持管理に関する計画

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の内、「一般廃棄物の最終処分場に係る維持管理の技術上の基準」により維持管理に関する計画を示す。

### 1. 飛散・流出

廃棄物が飛散・流出しないように重機等により十分締め固める。また、廃棄物をそのまま放置することなく、一日分の埋立が終わり次第即日覆土を施す。場合によっては、散水を実施する。

埋立工法はサンドイッチ方式とし、廃棄物の一層の厚さ 3 mを目途に中間覆土 50cm を施工する。埋立完了後には最終覆土を行う。

### 2. 悪臭

悪臭が最終処分場の外に発散させないように、即日覆土を行う。

### 3. 火災

火災の発生を防止するために、埋め立てる一般廃棄物に対して覆土を行うとともに、火災発生時に備え消化器、消火栓を設置する。

### 4. 衛生害虫等

埋め立てる一般廃棄物は即日覆土を行い、ねずみ及び蚊、はえその他の害虫の採餌ができないように埋め立てる。また、発生した場合には、薬剤散布にて駆除する。

### 5. 囲い

埋立地周辺には囲いを設置し、人がみだりに立ち入ることができないようにする。なお、囲いが破損した場合には補修、復旧する。

埋立処分が終了した埋立地を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合は、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにする。

### 6. 立札

立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。また、立札その他の設備が汚損、破損した場合は速やかに補修・復旧する。表示事項に変更が生じた場合にも速やかに書き換える。

## 7. 擁壁等の点検

貯留堰堤、洪水調整池堰堤、進入・管理用道路及び洪水調整池の法面は、定期的に点検を行い、破損する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

## 8. 遮水工の被覆

遮水シートの表面は緩衝材で覆い、埋立物の荷重その他予想される負荷による損傷を防止する。緩衝材としては、底面部に厚さ 50cm の保護砂、そして法面部にはシート保護材を用いる。

遮水工の下地は極力平坦にすることとし、岩盤部においてはモルタル吹き付けを行う。

## 9. 遮水工の点検

遮水工の大部分は廃棄物により覆われることとなるため、地上にあらわれている部分について、視認等より定期的な点検を行い、破損またはその恐れがある場合には修復等を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行う。

## 10. 地下水検査

地下水汚染の有無の確認及び遮水機能の点検を行うため、観測井を設置し地下水の水質検査を行う。観測井は処分場内に3箇所設置し、地下水を採取できるようにする。

地下水検査は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「省令」という）」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理を定める省令」に基づき、検査項目、頻度を定める。

地下水検査は、埋立開始前に地下水等検査項目（省令の別表第二の項目）、電気伝導率及び塩化物イオン、かつダイオキシン類の濃度を観測井にて採取した地下水において測定、記録する。埋立開始後は、地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度を1年に1回以上、また電気伝導率及び塩化物イオンの濃度については、1月1回以上測定し、記録する。電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目、ダイオキシン類の濃度を測定し、記録する。

### 11. 地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置

地下水の検査結果において、地下水検査項目に異常が認められ、その原因が当該最終処分場以外に起因することが明らかな場合以外については、その原因の調査及び必要な措置を講ずる。

### 12. 雨水

埋立地外周に開水路・側溝を設置し、埋立地外からの雨水の流入を防止する。

### 1 3. 調整池の点検

浸出液調整池（原水ピットを含む）について、亀裂や漏水等の有無を定期的に点検を行い、損壊の恐れが認められた場合には、速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

### 1 4. 浸出水処理設備の維持管理

浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が認められた場合には、補修、改良、補充等を行う。また、放流水の水質を検査し、排水基準等を超えていれば、直ちに放流を停止し、その原因を究明し必要な措置を講ずる。

放流水の排水基準等に係る項目については、1年に1回以上測定し、記録する。なお、水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素含有量については1月に1回以上測定し、これを記録する。

### 1 5. 開渠の維持管理

開渠及びその他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態を保つ。

### 1 6. 発生ガス

埋立地に設置したガス抜き管により、発生するガスを排除する。

### 1 7. 開口部の閉鎖

埋立地の開口部からの廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生、及び雨水の浸透を抑制する等のために、埋立終了後に開口部を最終覆土で転圧・締固めを行い、おおむね50cm以上の厚さとなるように仕上げ、閉鎖する。

### 1 8. 閉鎖した埋立地

閉鎖した埋立地については、最終覆土の損壊を防止するため、埋立地周辺にネットフェンスを設置し、人がみだりに立ち入れないようにする。覆土が損壊した場合には、速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

### 1 9. 残余の埋立容量

残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録する。

### 2 0. 記録の作成及び保存

埋立物の種類及び量、放流水及び地下水の水質検査結果等の当該最終処分場の維持管理にあたって行った点検・検査・その他措置などの記録を作成し、当該最終処分場を廃止するまで保存する。